

港湾整備における環境補償の現状と課題 —ドイツ・ブレーマーハーフェン市を事例に—

名古屋大学大学院環境学研究科 竹内 彩乃

1. 研究の背景と目的



米国のミティゲーションの研究 (長尾ら、1997)
⇨都市計画と連動している
ドイツの環境補償の手法の研究が少ない

研究の問い
ドイツの環境補償は、環境と開発の調整にどう有効か？

目的

洋上風力ターミナルの整備計画をBプランに基づき進めているブレーマーハーフェン市を事例に、港湾整備における環境補償の取り組みを整理する

2. 定義と研究方法

環境補償(ミティゲーション)

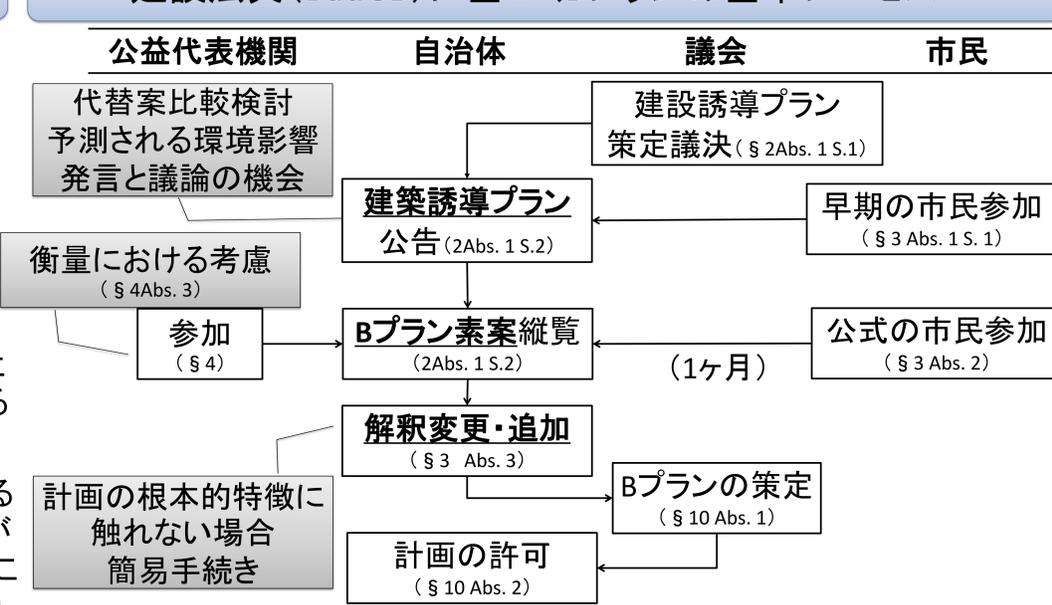
開発による環境影響を
①回避→②最小化→③代償により補償すること



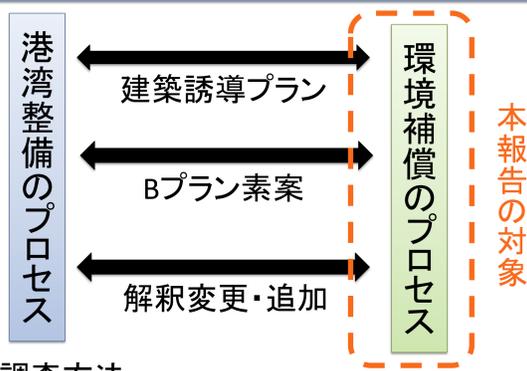
連邦自然保護法 § 16
原則：経済活動による利益に対して環境保全が優先される

環境以外の利害が優先される必要がある場合、環境侵害が適切な措置により補償されることが求められる(勢一、2003)

建設法典(BauGB)に基づくBプランの基本プロセス¹⁾



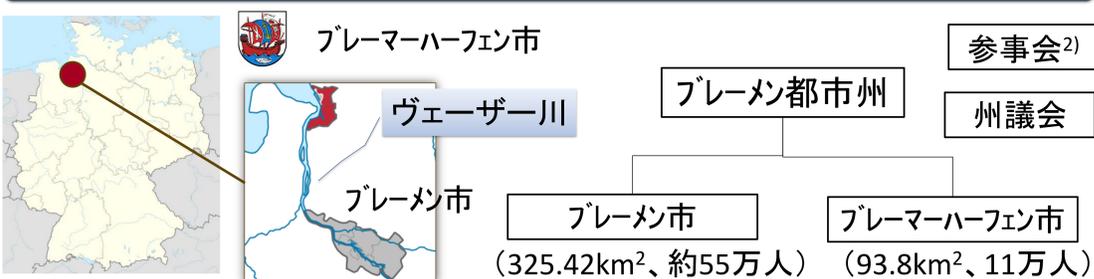
研究方法



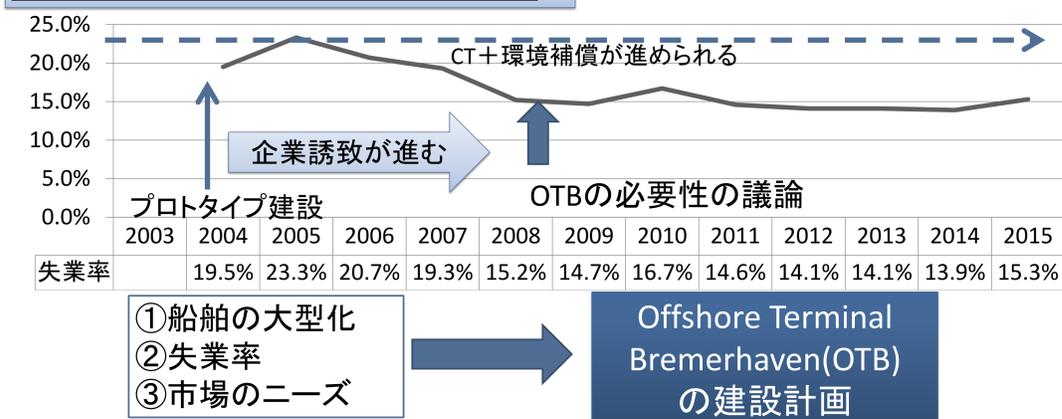
調査方法
文献調査(主)・現地視察(2015年11月3日)



3. 結果と考察



洋上風力のための港湾整備の背景



港湾整備と環境補償の経緯

- 2010.01 議会決議、代替案比較
- 2010.06 代替案比較、整備地決定
→BプランNo. 441 (Luneort工業団地の整備)
→BプランNo. 445 (OTBの整備)
→BプランNo. 450 (Luneplate工業団地整備)
- 2011.11 飛行場閉鎖 (OTB直結道路建設のため)
- 2012.12 資金調達
- 2013.01 説明会
- 2013.02 縦覧(1か月)
- 2013.12 BプランNo. 445提出
- 2014.02 BプランNo. 441提出
- 2015年前半～計画延長の声 (洋上風力の連邦導入目標削減、大手製造会社が近隣自治体に工場建設)



港湾整備と環境補償の経緯(続き)

[1]BプランNo. 450 :工業団地のエリア変更

既存環境補償エリアの侵害に対する懸念

- 当初の計画:200ha→現在:155ha
- 環境配慮型工業団地の整備を開始

[2]BプランNo. 445:渡り鳥、希少生物への影響に対する補償

規定	補償要求
①侵害規定 (§ 15BNatSchG, § 8BremNatG)	渡り鳥の繁殖場所(27ha)の損失/侵害、魚類の生存圏(25ha)の損失/侵害、マクロ底生生物の生存圏(25ha)の損失/侵害、浅瀬エリア(5ha)/干潟(18ha)の損失/侵害、保護地区の機能(30ha)/間接的侵害による美しさ・自然順応の一部の損失
②ビオトープ保全 (§ 30BNaSchG)	汽水域(18ha)
③種の保全 (§ 44 BNaSchG)-渡り鳥	環境補償エリア(27ha)(エココント)
④Natura2000の連鎖 (§ 34BNatSchG, § 24BremNatG)	FFH: Weser河口の汽水域(38ha) 鳥類保護:ソリハシセイタカシギ(27ha)

→エココントの利用、干潟の計画と整備地域

[まとめ]

- 代替案比較の段階から環境補償の考慮
- 既存の環境補償エリアが利用される一方で、環境補償エリアへの環境影響が懸念され、計画内容の変更
→Bプランの効果?今後検証
- エネルギー政策、市場との兼ね合いをどのように調整するか

補注

1) Roller(2009)と以下のURLを参考にした。
<http://www2.educ.fukushima-u.ac.jp/~abej/deut/bgbt.htm#d001>
2) 州憲法、州法及び州議会の定める基本方針にしたがって、行政を運営
引用文献
・長尾義三、横内憲久(1997)『ミティゲーションと第3の国土空間づくり』共立出版株式会社
・勢一智子(2004)「補償原則—ドイツ環境法にみる持続的発展のための調整原理」西南学院大学法学論集37-1, pp. 71-94
・G.Roller他(2009)「Umweltschutz durch Bebauungsplaene」Oeko-Institut e.V.